監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、 同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月1日

山形市監査委員 玉 田 芳 和 同 村 山 秀 幸

同 菊 地 健太郎

同 武田 聡

記

1 定例監査

(1) 監査の対象部課等 財政部 管財課、契約課

企画調整部 文化振興課 都市整備部 河川整備課 選挙管理委員会事務局

(2) 監 査 の 期 間 令和4年1月5日から令和4年2月25日まで

(3) 監査の範囲 令和2年度の事務事業の執行状況

(4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
財政部管財課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 普通財産の貸付事務において、公共的団体とはいえない株式会社に対し、無償貸付をしているものがあった。
財政部 契約課	指摘する事項はなかった。
企画調整部 文化振興課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 清風荘・宝紅庵管理運営業務の委託契約事務において、業務 実施伺の決裁日より、予定価格調書の決裁日が早かった。 2 出張について、復命書による復命がされていないものがあった。
都市整備部 河川整備課	指摘する事項はなかった。

選挙管理委員会事務
局

指摘する事項はなかった。

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか(合規性)を 基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、 関係職員からの聞取り等により監査を実施した。